第明三治種十郵五便年物三月認十可日

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕

官庁事項

平成二十一年度（出納整理期間を含む。）における予算使用の状況（内閣）　一

〔公告〕

諸事項

官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　五
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
日本放送協会入札関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　一三
会社その他　一三
会社決算公告　一四

官庁報告

官庁事項

内閣は、財政法第46条第２項の規定によって、平成21年度（出納整理期間を含む。）における予算使用の状況を次のとおり報告する。

平成21年度予算使用の状況（平成21年度出納整理期間を含む。財務省調査）

１．一般会計

(1) **概要**

平成21年度第４・四半期中（出納整理期間を含む。以下同じ。）における収納済歳入額は、47,062,003,793千円であって、これに対して当期中における支出済歳出額は、29,568,206,353千円であり、収納済歳入額が支出済歳出額を超過する額は、17,493,797,439千円である。

また、平成21年度における収納済歳入額は　107,114,243,108千円
である。これに対して同年度における支出済歳出額は　100,973,424,388千円
であって、差引き　6,140,818,720千円
の剰余を生ずる。

上記の剰余金6,140,818,720千円には、平成20年度までに発生した剰余金の使用残額　０千円
が含まれているので、差引き、平成21年度新規発生剰余金は　6,140,818,720千円
となる。

この新規発生剰余金から、平成22年度への繰越歳出予算財源として純剰余金の計算上控除する額　3,940,356,413千円
を控除した額　2,200,462,307千円
が繰越歳出予算財源控除後の平成21年度新規発生剰余金となる。

更に、この剰余金から地方交付税交付金財源として純剰余金の計算上控除する額　575,779,435千円
を控除した額　1,624,682,871千円
が平成21年度における財政法（昭和22年法律第34号）第６条の純剰余金となる。

(2) **歳入**

平成21年度第４・四半期中の収納済歳入額は、47,062,003,793千円であって、歳入予算額102,558,155,543千円に対して45.8％（前年同期50.9％）の収入割合となる。これを前年同期45,328,035,283千円に比べると1,733,968,509千円の増加となる。

これは、法人税において2,361,864,540千円の減少があったが、公債金において4,081,068,746千円の増加があったこと等のためである。

以下、その性質別内訳についてみると次のとおりである。

（単位千円　千円未満切捨）

区分	21年度第４・四半期	前年同期
租税及印紙収入	25,964,434,610	28,224,133,876
官業益金及官業収入	3,941,889	3,840,049
政府資産整理収入	58,014,730	50,002,666
雑収入	6,548,197,762	5,464,513,525
公債金	14,487,414,800	10,867,369,492
決算調整資金受入	—	718,175,673
計	47,062,003,793	45,328,035,283